イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.75000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの

Q_{19} ＝ 1.0000

Q_{20} ＝ 2.00000

Q_{21} ＝ 1.65000

Q_{22} ＝ 3.55000

P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

Q'_{19} ＝ 1.0000

Q'_{20} ＝ 2.00000

Q'_{21} ＝ 1.75000

Q'_{22} ＝ 3.75000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

S_{15} ＝ 1.000

S_{16} ＝ 0.526

S_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

S_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

S_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

S_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.24632

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.80000

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市に係るもの

Q_{18} ＝ 1.0000

Q_{19} ＝ 2.0000

Q_{20} ＝ 3.05000

Q_{21} ＝ 2.25000

Q_{22} ＝ 4.50000

P'_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額に相当する額のうち平成 n 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

Q'_{18} ＝ 1.0000

Q'_{19} ＝ 2.0000

Q'_{20} ＝ 2.70000

Q'_{21} ＝ 2.40000

Q'_{22} ＝ 4.80000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

S_{15} ＝ 1.000

S_{16} ＝ 0.526

S_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

S_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

S_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

S_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.25158